主

本件控訴はこれを棄却する。

当審の未決勾留日数中百四十日を被告人が言渡された本刑に算入する。当審の訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は末尾に添附してある弁護人小山胖の控訴趣意書と題する書而記載の通りである。これに対し当裁判所は左の如く判断する。

弁護人の論旨第一点について。

本件記録によると起訴状には「被告人は云々A方において同人所有の冬オーバー外十二点の衣類を窃取した」とあるが原判決には「被告人は云々A力で同人所有の冬オーバー外十二点の衣類等を窃取しようとしたが家人に発見せられてその犯行を遂げなかつたものである」と認定しているが、その間何等起訴状の訂正の〈要旨〉なかつたことは論旨指摘の通りである。よつて右原審の措置の適否を審案する。起訴の効力は起訴にかかる事〈/要旨〉実と同一性を有する事実の全体に及び同一事実である限り起訴状記載以外の事実についても公訴提起の効力があるものである。例えば窃盗として起評せられても賍物罪として審判することが認められ、なお公訴事実と一所為数法又は牽連犯の関係あるような法律上一罪を構成する他の事実についても起訴の効力が及ぶのである。

(裁判長判事 吉田常次郎 判事 保持道信 判事 鈴木勇)